（証券コード　5950）
平成28年３月14日

株　主　各　位

大阪市北区大淀中１丁目１番90号
日本パワーファスニング株式会社
代表取締役社長　土　肥　智　雄

第53期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第53期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、議決権行使書用紙に記載の行使期限までに到着するようご送付くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成28年３月29日（火曜日）午前10時
２．場　　所　大阪市北区大淀中１丁目１番30号
梅田スカイビル　タワーウエスト22階（会議室Ｅ）
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

３．目的事項
報告事項
１．第53期（平成27年１月１日から平成27年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第53期（平成27年１月１日から平成27年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役(監査等委員であるものを除く。)６名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第５号議案　取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬限度額決定の件
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬限度額決定の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.jpf-net.co.jp）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における日本経済は、前半は原油安によるコスト低減や円安・株高の進展等により緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、夏場以降は円安による家計購買力の低下に加え、中国経済の減速による世界同時株安の進行等を背景に国内景気は足踏み状態となりました。

このような経済環境のもと、当社グループは総合ファスニングメーカーとして、作業性、耐久性、耐震性、そして環境保全に適合する付加価値の高い製品の開発・販売に取り組んでまいりましたが、持家の新設住宅着工戸数が前期に比べ減少したことに加え、メガソーラー用ファスナー特需の反動減等により、当連結会計年度の売上高は8,154百万円(前期比3.3%減)となりました。利益面におきましても、不採算取引の改善や中国子会社生産品の一部国内移管並びに人件費等の固定費削減に注力いたしましたが、売上数量の減少に加え、前期に比べ大幅に円安が進んだことによる中国子会社生産品の採算悪化等により、経常損益は597百万円の損失(前期は178百万円の損失)となりました。さらに、グループ生産体制の再構築に伴い遊休となった固定資産に対する減損損失等を特別損失に計上したことにより、当期純損益は716百万円の損失（前期は245百万円の損失)となりました。

為替相場の影響という外部要因はあるものの、市場の変化に対し、的確な経営・生産体制の見直し等が実行できず、経営判断が遅れたことが最大の要因であります。

報告セグメントごとの概況は次のとおりであります。

［建築用ファスナー及びツール関連事業］

当事業の主力製品であるドリルねじ・ガスツールのシェアアップ、建材メーカーへのスペックインに向けた営業活動のほか、不採算取引の改善及び国内への生産移管等の収益向上活動に注力してまいりました。業績につきましては、外部売上高は市場の低迷の影響を受け、7,489百万円（前期比4.0%減）となり、

セグメント損益は円安の影響等を大きく受けた結果、460百万円の損失（前期は263百万円の損失）となりました。

［自動車・家電等部品関連事業］

中国における自動車用部品につきましては、日系自動車メーカーへの製品販売が減少したことに加え、販売価格も低下するなど当事業は厳しい状況で推移いたしました。業績につきましては、外部売上高は換算レートの関係で653百万円（前期比5.3%増）と若干の増収となりましたが、セグメント損益は29百万円の利益（前期比58.9%減）に留まり、減益となりました。

［その他事業］

その他事業は日本における不動産賃貸事業であり、外部売上高は10百万円（前期比3.2%減）となり、セグメント損益は５百万円の利益（前期比3.7%減）となりました。

企業集団の販売実績　（単位：百万円）

	第52期 平成26年12月期 （前連結会計年度）	第53期 平成27年12月期 （当連結会計年度）
建築用ファスナー及びツール関連事業	7,802	7,489
自動車・家電等部品関連事業	620	653
その他事業	11	10
合計	8,434	8,154

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は75百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

《建築用ファスナー及びツール関連事業》

蘇州強力五金有限公司　（ねじ・ばね生産設備の増設等）　15百万円

当社　（ねじ生産設備の増設等）　60百万円

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、前連結会計年度におきまして営業損失271百万円、経常損失178百万円、当期純損失245百万円となり、当連結会計年度におきましても営業損失500百万円、経常損失597百万円、当期純損失716百万円となりました。営業キャッシュ・フローにつきましては、前連結会計年度は341百万円の収入でありましたが、当連結会計年度は123百万円の支出となり、営業キャッシュ・フローは大幅に悪化いたしました。

このような状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象等が存在しておりますが、当連結会計年度末日における現金及び預金残高は1,009百万円であり、当面の十分な手元資金を確保しております。また、かかる状況を早期に解消又は改善するため、以下の対応策を実施することにより、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断し、「継続企業の前提に関する注記」の記載はしておりません。

①グループ内製品の原価低減

当社グループは、当連結会計年度において円安と人件費増加により価格競争力が低下した中国子会社生産品について日本国内への移管（自社工場生産または国内外注）に取り組んでまいりました。当連結会計年度は生産移管に伴う一時的な経費増加等により原価低減効果は限定的でしたが、翌連結会計年度より原価低減に寄与することを見込んでおります。

②不採算取引の改善

グループ内製品の原価低減努力にも関わらず、円安等の影響により発生した不採算取引の改善については、お取引先のご理解・ご協力のもと、販売単価の改定が順次進展しており、翌連結会計年度より通期ベースで粗利改善に寄与することを見込んでおります。

③当社における構造改革

当社におきまして、より強固な経営体質にするために、代表取締役の異動を含む経営体制の刷新、人件費等の固定費削減を実施し、かつ、在庫の圧縮や遊休・不要資産の売却を進めキャッシュ・フローの改善をはかってまいります。

④中国現地法人における構造改革

中国現地法人におきまして、不採算に陥った日本向け建築用ファスナー事業を縮小する一方で、採算の取れている中国国内向け事業（日系自動車部品メーカーへの自動車部品の製造・販売）を拡大してまいります。同時に現地法人３社の再編や人員削減を実施し、より効率的な経営を推進するとともに、資産の売却を進めキャッシュ・フローの改善をはかってまいります。

これらの課題への取り組みとともに、企業としての社会的責任を果たし、存在価値の高い企業グループとして評価をいただけるよう努力してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区分		第50期 平成24年12月期	第51期 平成25年12月期	第52期 平成26年12月期	第53期 平成27年12月期 (当連結会計年度)
売上高(百万円)		7,921	8,811	8,434	8,154
経常利益又は経常損失(△)(百万円)		146	504 (370)	△178	△597
当期純利益又は当期純損失(△)(百万円)		68	402 (268)	△245	△716
1株当たり	当期純利益又は当期純損失(△)(円)	3.95	23.49 (15.70)	△14.68	△43.08
	純資産額(円)	250.52	298.81 (290.34)	291.71	233.68
純資産(百万円)		4,791	5,126 (4,980)	4,854	3,888
総資産(百万円)		11,151	12,922 (12,777)	12,112	10,922

(注) 当社の持分法適用会社の第51期の売上原価の計上に誤りがあったため、持分法による投資利益を133百万円増加させることとなる訂正を行いました。この結果を反映して、第51期につきましては訂正後の数値を記載しており、訂正前の数値を( )内に表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名称	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
Japan Power Fastening Hong Kong Limited (略称：JPF香港)	127,978千香港ドル	100.00%	中国現地法人の統括
蘇州強力五金有限公司	11,400千米ドル	100.00% (100.00%)	工業用ファスナーの製造・販売
蘇州強力電鍍有限公司	1,150千米ドル	100.00% (100.00%)	表面処理及び鍍金加工
蘇州強力住宅組件有限公司	500,000千円	100.00% (100.00%)	住宅用資材及び部品の製造・販売

(注) 出資比率の( )内は、間接所有割合で内数であります。

③ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

④ その他
技術提携の主要な相手先は、イリノイ・ツール・ワークス社（米国）であります。

(7) 主要な事業内容

区　　分	主 要 製 品 ・ 事 業 内 容
建築用ファスナー及びツール関連事業	ドリルねじ 石膏ボード用特殊ねじ ドライウォール用特殊ねじ ＡＬＣ用特殊ねじ 木造用耐震ねじ コンクリート用特殊ねじ コンクリート用アンカー あと施工アンカー 特殊ピン 特殊ネイル 座金組込ナット 住宅用締結金具 ねじ連続打込機 ガス式びょう打機 太陽光発電パネル組立
自動車・家電等部品関連事業	自動車用金具 自動車用ねじ
そ の 他 事 業	建物等賃貸料収入

(8) 主要な営業所及び工場

① 日本パワーファスニング株式会社
　本　　社　大阪市北区大淀中１丁目１番90号
　工　　場　下 館 工 場（茨城県筑西市）　豊 岡 工 場（兵庫県豊岡市）
　事 業 所　北関東事業所（茨城県筑西市）　滋 賀 事 業 所（滋賀県野洲市）
　営 業 所　仙 台 営 業 所（仙台市）　北関東営業所（茨城県筑西市）
　　東 京 営 業 所（東京都中央区）　富 山 営 業 所（富山市）
　　名古屋営業所（名古屋市）　大 阪 営 業 所（大阪府箕面市）
　　山 口 営 業 所（山口市）　福 岡 営 業 所（福岡市）

② Japan Power Fastening Hong Kong Limited
　本　　社　中華人民共和国香港特別行政区

③ 蘇州強力五金有限公司
　本社及び工場　中華人民共和国江蘇省太倉市経済開発区東亭路

④ 蘇州強力電鍍有限公司
　本社及び工場　中華人民共和国江蘇省太倉市璜涇鎮

⑤ 蘇州強力住宅組件有限公司
　本社及び工場　中華人民共和国江蘇省太倉市経済開発区東亭路

(9) 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比較増減
624名	53名減

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比較増減	平均年齢	平均勤続年数
212名	9名減	40.2歳	15.0年

(注) 使用人数は、当社から他社への出向者を除く就業人員であります。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入額
	千円
株式会社池田泉州銀行	1,449,447
株式会社みずほ銀行	1,241,428
株式会社滋賀銀行	640,065
株式会社三菱東京UFJ銀行	619,253
みずほ銀行(中国)有限公司	600,000
日本生命保険相互会社	220,000

２．会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　　39,800,000株

(2) 発行済株式の総数　　18,688,540株
（うち自己株式数2,047,769株）

(3) 株主数　　1,803名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
積水ハウス株式会社	3,877	23.30
土肥智雄	1,510	9.07
土肥雄治	1,504	9.04
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	1,000	6.01
株式会社みずほ銀行	766	4.61
株式会社池田泉州銀行	762	4.58
株式会社滋賀銀行	753	4.53
木田芳佑	367	2.21
日本生命保険相互会社	341	2.05
モリテックスチール株式会社	212	1.28

（注）１．当社は自己株式を2,047,769株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は自己株式(2,047,769株)を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成27年10月26日開催の当社取締役会決議により、平成27年12月１日をもって、会社法第195条第１項の規定に基づき定款を変更し、単元株式数を1,000株から100株に変更いたしました。

３．会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要事項
当事業年度中に消滅した新株予約権
［平成17年６月24日開催の第42期定時株主総会及び平成17年７月21日開催の取締役会決議に基づくもの］
平成27年６月24日の到来をもって行使期限が満了しました。

現に発行している新株予約権
該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職の状況
土肥雄治	取締役会長	Japan Power Fastening Hong Kong Limited Director 蘇州強力五金有限公司　董事長 蘇州強力電鍍有限公司　董事長 蘇州強力住宅組件有限公司　董事長
土肥智雄	代表取締役社長	蘇州強力五金有限公司　董事
小西良幸	取締役常務執行役員 管理本部長 兼総務部長	
村田定雄	常勤監査役	
本郷　修	監査役	本郷・藤原法律事務所　パートナー
美濃浦利夫	監査役	美濃浦会計事務所　代表者

(注) １．監査役 本郷修、美濃浦利夫の両氏は、社外監査役であります。
２．監査役 美濃浦利夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
３．当社は、監査役 美濃浦利夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
４．当事業年度末日後における取締役の地位及び担当等の異動は次のとおりであります。

氏　　名	異動前	異動後	異動年月日
土肥雄治	取締役会長	代表取締役会長	平成28年１月１日

(2) 当事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位及び重要な兼職の状況
大塚孝幸	平成27年３月26日	任期満了	取締役専務執行役員

(3) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区分	取締役		監査役		計		摘要
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額	
	名	千円	名	千円	名	千円	
定款または株主総会決議に基づく報酬等	4	65,020	3	17,400	7	82,420	株主総会決議による報酬限度額 (平成７年６月27日決議) 取締役 150,000千円 監査役 50,000千円
（うち社外役員）	(－)	(－)	(2)	(4,800)	(2)	(4,800)	

（注）１．上記には、平成27年３月26日開催の第52期定時株主総会終結の時をもって退任しました取締役１名を含んでおります。
２．使用人兼務取締役はおりません。
３．摘要欄の決議額は１年間の金額であります。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査役 本郷修、美濃浦利夫の両氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(5) 社外役員に関する事項

① 監査役 本郷 修氏

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

本郷・藤原法律事務所のパートナーを兼職しております。本郷・藤原法律事務所は当社の顧問契約先であります。

ロ．当事業年度における主な活動状況

ａ．取締役会への出席状況及び発言状況

在任期間中に開催されました取締役会15回のうち14回に出席し、弁護士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。

ｂ．監査役会への出席状況及び発言状況

在任期間中に開催されました監査役会14回のすべてに出席し、弁護士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。

② 監査役　美濃浦　利夫氏

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

美濃浦会計事務所の代表者を兼職しております。当社は、美濃浦会計事務所とは特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

ａ．取締役会への出席状況及び発言状況

在任期間中に開催されました取締役会15回のうち14回に出席し、公認会計士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。

ｂ．監査役会への出席状況及び発言状況

在任期間中に開催されました監査役会14回のすべてに出席し、公認会計士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。

③ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は当事業年度末日において社外取締役を選任しておらず、独立・公正な立場にある社外監査役２名を選任しておりました。これは、経営の意思決定と業務執行の決定機能を有する取締役会に対して、客観的で中立的な経営監視機能を確保する体制として、当社の事業規模等を勘案した場合、社外監査役で十分機能すると考えていたためであり、また、仮に当社の事業特性を十分理解しない者を社外取締役とした場合、機動的かつ効率的な経営が阻害されることを懸念したためであります。

しかしながら、昨今の企業統治に関する制度の変更に鑑み、当社の事業特性等の理解を有する現在の社外監査役に社外取締役として機能していただくことを含め、その方法を検討してまいりました結果、監査等委員である取締役の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会設置会社へ移行することが適当であると判断し、現在の社外監査役を含む候補者を本定時株主総会において監査等委員である社外取締役に選任する予定であります。

５．会計監査人の状況

(1) 名称　　仰星監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	21,000千円
当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,000千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。なお、上記の報酬等の額の他に、決算訂正に係る監査に対する報酬等1,120千円があります。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 責任限定契約の内容の概要

会計監査人と当社の間で会社法第427条第１項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める金額であります。

(6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

なお、平成28年３月29日開催予定の第53期定時株主総会でご承認いただき、当社が監査等委員会設置会社に移行いたしました際には、本方針について見直しを行います。

６．会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1．業務の適正を確保するための体制の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．取締役及び使用人の職務の執行を監査するため、独立性の高い社外監査役を選任するとともに、業務部門から独立した内部監査部門を設置する。

ロ．コンプライアンス規程、コンプライアンスマニュアル及び社員行動規範を定め、それらを遵守することはもとより、高い倫理観をもって事業活動に取り組む。

ハ．法令・諸規則及び規程に反する行為を早期に発見・是正するため、内部通報制度を整備する。

ニ．内部監査部門は、内部統制システム構築の基本方針に従い、事業活動が法令及び定款等に準拠して適正・妥当に行われているかを監査し、その結果について社長に報告するとともに、取締役会及び監査役会にも報告を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ．取締役は、重要な職務執行・意思決定に係る情報を記録し、それら情報の保存期限その他の管理体制を整備するものとし、取締役及び監査役は当該情報を常時閲覧することができる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．リスク管理規程を制定し、リスクカテゴリー毎の責任部署を定め、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理し、当社全体のリスク管理体制を明確化する。

ロ．リスク管理委員会を設置し、組織横断的にリスク状況を監視するとともに全社的対応に努め、各部門が所管業務に付随するリスク管理を適正に行う体制を整備する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．取締役会及び執行役員会を原則として毎月開催し、経営計画の月次・四半期ごとの業績のレヴューを行い、改善策を策定する。

ロ．職務分掌規程、職務権限規程、稟議規程などにより権限と責任の明確化を徹底する。

⑤　子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

イ．関係会社管理規程に基づき、子会社の営業成績、財務状況その他重要な情報について、当社への定期的な報告を求める。

⑥　子会社の損失の危険の管理に関する規程その他体制

イ．リスク管理規程及び関係会社管理規程を制定し、リスクカテゴリー毎の責任部署を定め、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理し、リスク管理体制を明確化する。

⑦　子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．関係会社管理規程を定め、子会社の統括部門を設置し、子会社の経営自立と合理化の推進、業績の向上について積極的に協力する。

ロ．当社の役職員を子会社の役職員として派遣し、グループ経営の推進を図る。

⑧　子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ．グループ社員行動規範を定め、子会社の役職員にも周知徹底する。

ロ．当社の内部監査部門が子会社の業務についても監査を行い、その結果を取締役会、監査役会に報告する。

⑨　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、ならびに当該使用人の取締役からの独立性と当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

イ．取締役から独立した監査役の職務を補助する使用人は現在置いていないが、内部監査部門が監査役会及び監査役の監査補助を行い、総務部門が監査役の事務的補助を行う。

ロ．補助すべき使用人を監査役から求められた場合には、合理的な範囲で配置することとし、当該使用人の人事評価、異動及び賃金等については、監査役会の同意を要するなど取締役からの独立性を確保する。

ハ．上記ロ．の監査役の職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、監査役の指揮命令に従わなければならない。

⑩　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

イ．監査役は取締役会のほか、執行役員会等その他の重要な会議に出席するなど、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料について常時閲覧することができる。

ロ．取締役及び使用人は以下の重要情報について、発生の都度、速やかに監査役に報告を行う。

ａ．会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実。

ｂ．会社の業務または財務に重大な影響を及ぼすおそれのある事実。

ｃ．役職員が法令もしくは定款に違反する行為をしたとき、またはこれらの行為をするおそれがあると考えられるときは、その旨。

ｄ．その他、監査役会並びに監査役から特に報告を求められた事項。

⑪　子会社の取締役・監査役等および使用人またはこれらの者からの報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

イ．当社グループの役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

ロ．当社グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項については、これを発見次第、直ちに当社の監査役または監査役会に対して報告を行う。

⑫　監査役へ報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ．当社は、当社グループの監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

ロ．当社は内部通報規程において、当社グループの役職員が当社監査役に対して直接通報を行うことができることを定めるとともに、当該通報をしたこと自体による解雇その他の不利益扱いの禁止を明記する。

⑬　監査役の職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

イ．当社は、監査役がその職務執行について、当社に対し、費用の前払い等を請求したときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑭　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査役は、会社のすべての重要情報について常時閲覧することができる。

ロ．監査役は、会計監査人及び内部監査部門と連携して監査を行うことができる。

ハ．監査役は、グループ監査役会を開催することができる。

ニ．監査役は、グループ会社の代表者から内部統制やリスク管理等についてヒヤリングを行うことができる。

ホ．監査役は、定期的に代表取締役及び管理部門担当取締役と会合を持ち、意見交換を行うことができる。

⑮　反社会的勢力の排除に向けた体制

イ．暴力団等の反社会的勢力とは一切の関係を持たないという企業倫理を確立する。

ロ．新規取引先との取引開始に当たっては、反社会的勢力が関与していないことを確認する。

ハ．反社会的勢力からの不法・不当な要求に対して断固として拒絶する。

ニ．「コンプライアンスマニュアル」及び「グループ社員行動規範」において周知徹底する。

2．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループは、上記体制に基づき、次のとおり運用しております。

①　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の取組みの状況

当社は経験豊富な弁護士並びに公認会計士を社外監査役として選任するとともに、業務部門から独立した内部監査部門を設置し、取締役及び使用人の職務の執行を監査する体制としております。内部監査部門は、毎事業年度に財務報告に係る内部統制システムの整備・運用及び評価の計画を立案し、その計画を基に、各プロセスに係る運用状況の確認・検証を行っております。その結果見出された問題点については、是正・改善並びに再発防止策への取組み状況を確認するとともに、その内容を取締役会へ報告することを通じて、内部統制システムの適正な運用に努めているところであります。また、コンプライアンスマニュアルやグループ社員行動規範等の規定・規則については、社内グループウェアへ掲示し、役員及び使用人が適宜参照できる体制を整備するとともに、毎年リスク管理月間を定め、周知を図っています。なお、内部通報体制については、コンプライアンス担当責任者または常勤監査役を窓口とする通報体制としております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の取組みの状況

取締役会、執行役員会の議事録並びに取締役の職務の執行に係る情報は、事務局担当である総務担当部署が文書管理規程に基づき適切かつ確実に保管・管理しております。取締役または執行役員が決裁者となる稟議は、稟議規程に基づき総務担当部署が主管し、社内保管管理データベースを活用して保管・管理をしております。加えて、取締役及び監査役が当該情報を閲覧謄写可能な状態で適正に維持・保管しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制の取組みの状況

リスク管理規程に基づき設置されたリスク管理委員会を当事業年度中に４回開催し、組織横断的にリスク状況を把握するとともに、リスクコントロールに努めております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の取組みの状況

当事業年度中に取締役会を15回、執行役員会を12回開催し、月次・四半期ごとの業績のレヴューを行うとともに改善策を指示・検証していることから、取締役の業務執行の適正性・効率性は図られていると考えております。また、職務分掌規程、職務権限規程、稟議規程等に基づき、権限と責任の明確化を図っております。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制の取組みの状況

当社子会社の事業運営については、「関係会社管理規程」に基づき、その自主性を尊重しつつ、当社における合議・承認事項及び当社に対する報告事項等を明確にして、その執行状況をモニタリングし、経営管理体制全般を整備・統括しております。また、当社の取締役、執行役員がそれぞれの子会社の役員を兼務し、管理・監督する体制としております。内部監査部門は、子会社の内部監査を実施するとともに、その結果を取締役会・監査役会に報告するなど、早期の問題事案把握に努めております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びに当該使用人の取締役からの独立性と当該使用人に対する指示の実効性に関する事項の取組みの状況

内部監査部門による監査補助並びに総務担当部門による事務的補助は十分に機能していると考えられることから、監査役から監査役の職務を補助する専任の使用人配置の申し出を受けておりません。

⑦　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制の取組みの状況

監査役は取締役会のほか、執行役員会やリスク管理委員会に出席し、業務執行状況を把握しております。当事業年度における監査役の取締役会（15回）の出席状況は、常勤監査役１名が15回、非常勤監査役２名はそれぞれ14回であり、代表取締役社長及び担当役員から経営状況等の説明を受けております。また、常勤監査役は当事業年度中の執行役員会（12回）並びにリスク管理委員会（４回）へ各々12回、４回出席し、業務の執行状況やリスク管理の状況について説明を受けており、よって監査役への報告体制は機能していると考えております。なお、当社は内部通報規程において、当社グループの役職員が常勤監査役に直接通報を行うことができることを定めるとともに、当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いを禁止しております。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制の取組みの状況

監査役は代表取締役及び管理部門担当取締役と定期的もしくは適宜必要に応じて意見交換を行うとともに、会計監査人並びに内部監査部門・管理部門が参加する監査部門意見交換会に出席し（当事業年度中に４回開催）、監査の実効性向上を図っております。また、監査役は内部監査部門と連携して監査を行うとともに、グループ役職員に対するヒアリングを定期的もしくは適宜に実施しております。

⑨　反社会的勢力の排除に向けた体制の取組みの状況

反社会的勢力対応の組織的対処のための不当要求防止を統括する部署を総務担当部署とし、平素より所轄の警察署や企業防衛対策協議会、顧問弁護士等の外部専門機関との協力体制を構築しております。また、不当要求があった場合は、総務担当部署を中心に外部専門機関と連携して速やかに排除する体制を整備しております。

(2) 会社の支配に関する基本方針

特に定めておりません。

連結貸借対照表

（平成27年12月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**6,078,072**	**流動負債**	**5,245,633**
現金及び預金	1,009,370	支払手形及び買掛金	838,312
受取手形及び売掛金	1,969,915	電子記録債務	538,247
電子記録債権	878,646	短期借入金	2,373,380
商品及び製品	1,183,099	1年内返済予定の長期借入金	944,632
仕掛品	312,895	リース債務	87,028
原材料及び貯蔵品	653,513	繰延税金負債	4,941
その他	74,999	未払法人税等	20,301
貸倒引当金	△4,366	賞与引当金	2,486
固定資産	**4,844,558**	その他	436,302
有形固定資産	**3,443,945**	**固定負債**	**1,788,334**
建物及び構築物	1,228,897	長期借入金	1,452,181
機械装置及び運搬具	753,044	リース債務	97,968
工具・器具及び備品	37,163	繰延税金負債	17,787
土地	1,321,674	退職給付に係る負債	15,025
リース資産	102,596	再評価に係る繰延税金負債	118,423
建設仮勘定	568	その他	86,949
無形固定資産	**142,519**	**負債合計**	**7,033,968**
投資その他の資産	**1,258,093**	（純資産の部）	
投資有価証券	721,834	**株主資本**	**3,126,456**
長期貸付金	413,100	資本金	2,550,000
その他	145,014	資本剰余金	1,637,329
貸倒引当金	△21,855	利益剰余金	△732,103
		自己株式	△328,769
		その他の包括利益累計額	**762,206**
		その他有価証券評価差額金	112,206
		土地再評価差額金	28,079
		為替換算調整勘定	621,920
		純資産合計	**3,888,662**
資産合計	**10,922,631**	**負債・純資産合計**	**10,922,631**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		8,154,152
売上原価		6,749,269
売上総利益		1,404,882
販売費及び一般管理費		1,905,421
営業損失		500,539
営業外収益		
受取利息	3,983	
受取配当金	17,764	
持分法による投資利益	11,172	
受取手数料	13,878	
受取賃貸料	17,334	
その他	14,328	78,460
営業外費用		
支払利息	64,208	
為替差損	59,007	
その他	52,182	175,398
経常損失		597,477
特別損失		
減損損失	74,346	
事業整理損	20,847	
その他	3,221	98,414
税金等調整前当期純損失		695,891
法人税、住民税及び事業税		16,025
法人税等調整額		4,941
少数株主損益調整前当期純損失		716,858
当期純損失		716,858

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成27年１月１日期首残高	2,550,000	1,637,329	128,550	△328,472	3,987,407
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	△83,213	—	△83,213
当期純損失	—	—	△716,858	—	△716,858
自己株式の取得	—	—	—	△297	△297
持分法の適用範囲の変動	—	—	△60,581	—	△60,581
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△860,653	△297	△860,951
平成27年12月31日期末残高	2,550,000	1,637,329	△732,103	△328,769	3,126,456

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
平成27年１月１日期首残高	57,618	3,579	15,575	790,676	867,449	4,854,857
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△83,213
当期純損失	—	—	—	—	—	△716,858
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△297
持分法の適用範囲の変動	—	—	—	—	—	△60,581
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	54,587	△3,579	12,504	△168,756	△105,243	△105,243
連結会計年度中の変動額合計	54,587	△3,579	12,504	△168,756	△105,243	△966,194
平成27年12月31日期末残高	112,206	—	28,079	621,920	762,206	3,888,662

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

【連結注記表】

1．継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数……４社

連結子会社の名称

Japan Power Fastening Hong Kong Limited
蘇州強力五金有限公司
蘇州強力電鍍有限公司
蘇州強力住宅組件有限公司

② 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

なお、前連結会計年度まで持分法適用会社でありました太倉華陽房地産開発有限公司は、当連結会計年度において持分比率が減少したため、持分法の適用範囲から除外しております。

② 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券

その他有価証券

ａ．時価のあるもの……連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

ｂ．時価のないもの……移動平均法による原価法

ロ．たな卸資産

先入先出法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定率法を採用しております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物(附属設備を除く）については定額法によっております。

在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	５～50年
機械装置及び運搬具	２～10年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）
当社及び在外連結子会社は定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。
ハ．リース資産
当社は以下の方法によっております。
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るもの
自己所有の固定資産に適用する方法と同一の方法によっております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るもの
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
③　重要な引当金の計上基準
イ．貸倒引当金
当社は売掛金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
在外連結子会社については個別判定による貸倒見積相当額を計上しております。
ロ．賞与引当金
当社及び在外連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
④　退職給付に係る会計処理の方法
当社は退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
⑤　重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は「純資産の部」における「為替換算調整勘定」に含めております。
⑥　重要なヘッジ会計の方法
イ．ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を充たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。
ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段……通貨スワップ、金利スワップ
ヘッジ対象……外貨建輸入予定取引、借入金
ハ．ヘッジ方針
取締役会の決議を経て、為替及び金利の変動リスクを回避するためにヘッジを行っております。なお、短期的な売買差益を獲得する目的や投機目的のために単独でデリバティブ取引を行うことはありません。
ニ．ヘッジ有効性評価の方法
通貨スワップについては、ヘッジ対象の予定取引に関する重要な条件が同一であり、為替変動による相関関係は確保されているのでヘッジの有効性の判定は省略しております。
金利スワップについては、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。
ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

⑦　のれんの償却方法及び償却期間
　　のれんは、原則として５年間で均等償却しておりますが、金額が僅少な場合は発生時の損益として処理しております。
⑧　その他連結計算書類の作成のための重要な事項
（消費税等の会計処理）
税抜方式により処理しております。

３．表示方法の変更

（連結損益計算書）

(1)「受取手数料」及び「受取賃貸料」は当連結会計年度において営業外収益の総額の100分の10を超えたため、区分掲記することとしました。
(2)「休止固定資産減価償却費」は前連結会計年度において区分掲記しておりましたが営業外費用の総額の100分の10以下となったため、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

４．連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　6,561,252千円

(2) 担保に供している資産

建物及び構築物	110,603千円
土地	142,730千円
投資有価証券	282,134千円
合計	535,469千円

上記に対する債務

短期借入金	87,850千円
長期借入金	394,284千円
合計	482,134千円

(3) 連結会計年度末日満期手形等
　連結会計年度末日満期手形等の会計処理については、当連結会計年度の末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。
　当該手形等の金額は、次のとおりです。

受取手形	42,711千円
電子記録債権	1,356千円

(4) 土地の再評価
　平成12年３月31日付で「土地の再評価に関する法律」（平成10年３月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年３月31日改正）に基づき事業用の土地の再評価を行い、「再評価に係る繰延税金負債」を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
　その再評価の方法については、「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める「地価税法」に規定する土地の価額を算出する方法と同様の方法を採用しております。
　なお、当連結会計年度末における再評価を行った事業用土地の時価は再評価後の帳簿価額を475,342千円下回っております。

５．連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失
兵庫県豊岡市	遊休 （旧保養所）	土地	1,388千円
滋賀県野洲市	遊休 （生産設備）	機械装置及び運搬具	27,077千円
中華人民共和国 江蘇省太倉市	遊休 （生産設備）	機械装置及び運搬具	33,429千円
中華人民共和国 江蘇省太倉市	―	のれん	12,450千円

（経緯）

土地においては遊休状態であり地価が下落しているため、機械装置及び運搬具においては今後の使用見込みがなくなり遊休状態となったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

また、のれんにつきましてはのれんの一部において当初想定していた超過収益力が見込めなくなったことから、対象のれんの帳簿価額全額を減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

（グルーピングの方法）

資産のグルーピングは事業区分ごとに行っており、遊休資産については個別物件単位で行っております。

（回収可能価額の算定方法等）

回収可能価額は正味売却価額により測定しております。正味売却価額については重要性が乏しいため、固定資産税評価額等に基づき評価しております。

６．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(千株)	当連結会計年度増加株式数(千株)	当連結会計年度減少株式数(千株)	当連結会計年度末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	18,688	－	－	18,688
合　計	18,688	－	－	18,688
自己株式				
普通株式(注)	2,045	1	－	2,047
合　計	2,045	1	－	2,047

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加１千株は、単元未満株式の買取り１千株による増加であります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 当連結会計年度中に行った剰余金の配当

決　議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年３月26日定時株主総会	普通株式	83,213	利益剰余金	5	平成26年12月31日	平成27年３月27日

② 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当のうち基準日が当連結会計年度中のもの
当連結会計年度の期末配当は無配につき、該当事項はありません。

(3) 新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の数
該当事項はありません。

７．金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。また、短期的な運転資金を主に銀行借入により調達しております。デリバティブ取引については、投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が経営者に報告されております。

関係会社や取引先に対して金銭の貸付を行っており、貸付の際は社内の権限規程により決裁を得ており、定期的に回収状況を確認しております。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、そのほとんどが１年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係わる資金調達であり、長期借入金（原則として５年以内）は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は金利変

動リスクに晒されております。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

なお、これらの為替の変動リスクに対して為替予約を利用してヘッジする場合があります。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、定期的に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

デリバティブ取引は、通貨関連では米ドル建の輸入予定取引について、将来の取引市場での為替相場の変動リスクを回避する目的で利用しております。また、金利関連では借入金の将来の金利市場における利率上昇による変動リスクを回避する目的で利用しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

当社グループの通貨スワップ取引は為替相場の変動によるリスクを、金利スワップ取引は市場金利の変動によるリスクを有しております。なお、デリバティブ取引の契約先は信用度の高い国内の銀行であり、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと判断しております。

重要なデリバティブ取引の実行については、当社の取締役会の承認を受けております。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に関する市場リスクを示すものではありません。

④信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権のうち37.8%が特定の大口顧客に対するものであります。

(2)金融商品の時価等に関する事項

平成27年12月31日（当連結会計年度末日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（(注２)参照）

	連結貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)現金及び預金	1,009,370	1,009,370	―
(2)受取手形及び売掛金	1,969,915		
貸倒引当金(※1)	△4,182		
	1,965,732	1,965,732	―
(3)電子記録債権	878,646		
貸倒引当金(※2)	△175		
	878,470	878,470	―
(4)投資有価証券			
その他有価証券	392,883	392,883	―
関係会社株式	108,671	108,671	―
(5)長期貸付金	413,100	413,100	―
資産計	4,768,227	4,768,227	―
(6)支払手形及び買掛金	838,312	838,312	－
(7)電子記録債務	538,247	538,247	－
(8)短期借入金	2,373,380	2,373,380	－
(9)未払法人税等	20,301	20,301	－
(10)長期借入金(※3)	2,396,813	2,396,373	△439
(11)リース債務(※3)	184,996	179,203	△5,792
負債計	6,352,051	6,345,819	△6,232
(12)デリバティブ取引	―	―	―

(※1)受取手形及び売掛金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
(※2)電子記録債権に対応する一般貸倒引当金を控除しております。
(※3)長期借入金及びリース債務には、１年内返済予定の金額を含めております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金、(3)電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお､受取手形及び売掛金並びに電子記録債権に対応する貸倒引当金を控除しております。

(4)投資有価証券

これらの時価については取引所の価格等によっております。

なお、有価証券に関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

	種類	連結貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	299,637	138,117	161,520
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	201,917	234,229	△32,312
合計		501,554	372,346	129,208

(5)長期貸付金

長期貸付金については個別に回収可能性を勘案し､回収見込額等に基づいて時価を算定しており、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(6)支払手形及び買掛金、(7) 電子記録債務、(8)短期借入金、(9)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため､時価は帳簿価額にほぼ等しいことから､当該帳簿価額によっております。

(10)長期借入金、(11)リース債務

これらの時価については元利金の合計額を同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ

(12)デリバティブ取引

該当事項はありません。

（注２）非上場株式(連結貸借対照表計上額220,280千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券」には含めておりません。

８．賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

９．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　233円68銭

(2) １株当たり当期純損失　43円08銭

10．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸　借　対　照　表

（平成27年12月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**5,596,938**	**流動負債**	**4,530,682**
現金及び預金	686,305	支払手形	147,004
受取手形	502,262	買掛金	707,385
電子記録債権	878,646	電子記録債務	538,247
売掛金	1,298,547	短期借入金	1,773,380
商品・製品	973,644	1年内返済予定の長期借入金	944,632
仕掛品	239,021	リース債務	49,536
原材料及び貯蔵品	403,992	未払金	186,702
関係会社短期貸付金	550,000	未払法人税等	20,167
その他	69,000	その他	163,626
貸倒引当金	△4,482	**固定負債**	**1,748,037**
固定資産	**4,570,518**	長期借入金	1,452,181
有形固定資産	**2,299,724**	リース債務	58,253
建物	605,219	退職給付引当金	15,025
構築物	27,665	繰延税金負債	17,787
機械及び装置	214,083	再評価に係る繰延税金負債	118,423
車両運搬具	0	その他	86,366
工具・器具及び備品	27,915	**負債合計**	**6,278,719**
土地	1,321,674	（純資産の部）	
リース資産	102,596	**株主資本**	**3,749,237**
建設仮勘定	568	**資本金**	**2,550,000**
無形固定資産	**4,678**	**資本剰余金**	**1,637,329**
投資その他の資産	**2,266,115**	資本準備金	650,000
投資有価証券	447,297	その他資本剰余金	987,329
関係会社株式	1,712,790	**利益剰余金**	**△109,322**
会員権	94,869	その他利益剰余金	△109,322
その他	33,013	繰越利益剰余金	△109,322
貸倒引当金	△21,855	**自己株式**	**△328,769**
		評価・換算差額等	**139,500**
		その他有価証券評価差額金	**111,420**
		土地再評価差額金	**28,079**
		純資産合計	**3,888,737**
資産合計	**10,167,457**	**負債・純資産合計**	**10,167,457**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売　上　高		**7,431,218**
売　上　原　価		**6,024,147**
売　上　総　利　益		**1,407,071**
販売費及び一般管理費		**1,582,490**
営　業　損　失		**175,418**
営　業　外　収　益		
受　取　利　息	9,308	
受　取　配　当　金	17,764	
為　替　差　益	13,921	
そ　の　他	11,689	52,683
営　業　外　費　用		
支　払　利　息	35,965	
休止固定資産減価償却費	16,056	
そ　の　他	12,488	64,510
経　常　損　失		**187,245**
特　別　損　失		
減　損　損　失	32,020	
事　業　整　理　損	20,847	
そ　の　他	3,221	56,089
税引前当期純損失		**243,335**
法人税、住民税及び事業税		15,689
当　期　純　損　失		**259,024**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成27年１月１日期首残高	2,550,000	650,000	987,329	1,637,329	232,915	232,915	△328,472	4,091,772
事業年度中の変動額								
剰余金の配当	－	－	－	－	△83,213	△83,213	－	△83,213
当期純損失	－	－	－	－	△259,024	△259,024	－	△259,024
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	△297	△297
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	△342,238	△342,238	△297	△342,535
平成27年12月31日期末残高	2,550,000	650,000	987,329	1,637,329	△109,322	△109,322	△328,769	3,749,237

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成27年１月１日期首残高	77,820	3,579	15,575	96,975	4,188,748
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	－	－	－	－	△83,213
当期純損失	－	－	－	－	△259,024
自己株式の取得	－	－	－	－	△297
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	33,600	△3,579	12,504	42,525	42,525
事業年度中の変動額合計	33,600	△3,579	12,504	42,525	△300,010
平成27年12月31日期末残高	111,420	－	28,079	139,500	3,888,737

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

【個別注記表】

1．継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ．子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

ロ．その他有価証券

ａ．時価のあるもの……事業年度末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

ｂ．時価のないもの……移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建　　物　５～50年

機械及び装置　２～10年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るもの

自己所有の固定資産に適用する方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るもの

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売掛金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、事業年度末日における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております

(4) ヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を充たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。

ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象

ａ．ヘッジ手段……通貨スワップ、金利スワップ

ｂ．ヘッジ対象……外貨建輸入予定取引、借入金

ハ．ヘッジ方針

取締役会の決議を経て、為替及び金利の変動リスクを回避するためにヘッジを行っております。なお、短期的な売買差益を獲得する目的や投機目的のために単独でデリバティブ取引を行うことはありません。

ニ．ヘッジ有効性評価の方法

通貨スワップについては、ヘッジ対象の予定取引に関する重要な条件が同一であり、為替変動による相関関係は確保されているのでヘッジの有効性の判定は省略しております。

金利スワップについては、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

（消費税等の会計処理）

税抜方式により処理しております。

3．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　4,619,568千円

(2) 担保に供している資産

建物	110,603千円
土地	142,730千円
投資有価証券	173,670千円
関係会社株式	108,464千円
合計	535,469千円

上記に対する債務

短期借入金	87,850千円
長期借入金	394,284千円
合計	482,134千円

(3) 保証債務

（銀行借入金）	
蘇州強力五金有限公司	600,000千円
（リース債務）	
蘇州強力五金有限公司	96,550千円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務（区分表示をしたものを除く）

短期金銭債権	1,107,324千円
短期金銭債務	98,959千円

(5) 事業年度末日満期手形等

事業年度末日満期手形等の会計処理については、当事業年度の末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

当該手形等の金額は、次のとおりです。

受取手形	42,711千円
電子記録債権	1,356千円

(6) 土地の再評価

平成12年３月31日付で「土地の再評価に関する法律」（平成10年３月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年３月31日改正）に基づき事業用の土地の再評価を行い、「再評価に係る繰延税金負債」を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

その再評価の方法については、「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める「地価税法」に規定する土地の価額を算出する方法と同様の方法を採用しております。

なお、当事業年度末における再評価を行った事業用土地の時価は再評価後の帳簿価額を475,342千円下回っております。

４．損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	2,624,261千円
仕入高	1,796,526千円

営業取引以外の取引高

その他	12,305千円

(2) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失
兵庫県豊岡市	遊休（旧保養所）	土地	1,388千円
滋賀県野洲市	遊休（生産設備）	機械及び装置	30,632千円

（経緯）

土地においては遊休状態であり地価が下落しているため、機械及び装置においては今後の使用見込みがなくなり遊休状態となったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

（グルーピングの方法）

資産のグルーピングは事業区分ごとに行っており、遊休資産については個別物件単位で行っております。

（回収可能価額の算定方法等）

回収可能価額は正味売却価額により測定しております。正味売却価額については重要性が乏しいため、固定資産税評価額等に基づき評価しております。

５．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数(千株)	当事業年度増加株式数(千株)	当事業年度減少株式数(千株)	当事業年度末株式数(千株)
普通株式（注）	2,045	1	―	2,047

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加１千株は、単元未満株式の買取り１千株による増加であります。

６．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

流動の部

繰延税金資産	
たな卸資産評価損	37,230千円
事業整理損	6,879千円
未払事業税	4,850千円
その他	4,029千円
小計	52,989千円
評価性引当額	△52,989千円
繰延税金資産　合計	－千円

固定の部

繰延税金資産	
繰越欠損金	95,043千円
投資有価証券評価損	31,067千円
会員権評価損	30,424千円
減価償却費	28,801千円
減損損失	23,635千円
長期未払金	17,867千円
貸倒引当金	9,518千円
退職給付引当金	4,838千円
資産除去債務費用	4,003千円
その他	2,308千円
小計	247,507千円
評価性引当額	△247,507千円
繰延税金資産　合計	－千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△17,787千円
繰延税金負債　合計	△17,787千円
繰延税金負債の純額	△17,787千円

（注）法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、当社では平成28年１月１日以降に開始する事業年度から法人税率等が変更されることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.6%から平成28年12月期に解消が見込まれる一時差異等については33.0%に、平成29年12月期以降に解消が見込まれる一時差異等については、32.2%となります。

なお、この変更による当事業年度における影響は軽微であります。

7．関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	Japan Power Fastening Hong Kong Limited（JPF香港）	中華人民共和国香港特別行政区	127,978千香港ﾄﾞﾙ	中国現地法人の統括	所有直接100.0%	役員1名	当社製品の仲介貿易	建築用ファスナー及びツール関連事業向け製品の購入(注1)	1,793,960	買掛金	94,976
								資金の貸付け(注2)	－	関係会社短期貸付金	300,000
子会社	蘇州強力五金有限公司	中華人民共和国江蘇省	11,400千米ドル	工業用ファスナーの製造・販売	所有間接100.0%	役員2名	当社製品の加工	資金の貸付け(注2)	250,000	関係会社短期貸付金	250,000
								資金の回収(注2)	507,556		
								利息の受取(注2)	6,295	－	－
								債務保証(注3)	696,550	－	－

(2) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社及び主要株主	積水ハウス株式会社	大阪市北区	202,591百万円	セキスイハウスの設計、請負及びその関連事業、不動産の売買及び賃貸借の仲介及び代理他	被所有直接23.3%	－	当社製品の販売	建築用ファスナー及びツール関連事業向け当社製品の販売(注4)	2,624,261	電子記録債権	795,245
										売掛金	282,870

(注) 1． 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) Japan Power Fastening Hong Kong Limited（略称：JPF香港）からの仕入価格については、当社と蘇州強力五金有限公司並びに蘇州強力住宅組件有限公司との仕切り価格を基にして協議のうえ決定しております。

(注2) JPF香港及び蘇州強力五金有限公司への資金の貸付けの金利については、当社の調達金利を基に決定しております。

(注3) 蘇州強力五金有限公司の銀行借入及びリース債務について債務保証を行ったものであります。

(注4) 積水ハウス株式会社に対する販売価格については、総原価及び市場価格を勘案して個別に協議のうえ決定しております。

2． 消費税等につきましては、取引金額は税抜き、期末残高は税込みでそれぞれ表示しております。

8．1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額　233円69銭

(2) 1株当たり当期純損失　15円56銭

9．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年２月18日

日本パワーファスニング株式会社
　取締役会　御中

仰 星 監 査 法 人

代 表 社 員
業務執行社員　公認会計士　新 田 泰 生　㊞

業務執行社員　公認会計士　里 見　優　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、日本パワーファスニング株式会社の平成27年１月１日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本パワーファスニング株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年２月18日

日本パワーファスニング株式会社

取締役会　御中

仰 星 監 査 法 人

代表社員
業務執行社員　公認会計士　新田泰生　㊞

業務執行社員　公認会計士　里見　優　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、日本パワーファスニング株式会社の平成27年１月１日から平成27年12月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年１月１日から平成27年12月31日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会やその他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の董事及び監事等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、監視および検証いたしました。

③ 会計監査人からは、事前に監査計画の説明を受け、協議を行うとともに、監査結果の報告を受け、意見交換を行いました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、且つ、適正な監査を実施しているかを立会等を通じて確認するとともに、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年２月26日

日本パワーファスニング株式会社　監査役会

常勤監査役　村　田　定　雄　㊞

社外監査役　本　郷　　修　㊞

社外監査役　美濃浦　利　夫　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、当事業年度において市場環境の悪化等により大幅な当期純損失を計上し、当事業年度末における繰越利益剰余金はマイナス109,322,661円となっております。早期の財務体質の健全化のため、会社法第452条の規定に基づき、以下のとおり、その他資本剰余金の一部を減少させて繰越利益剰余金の欠損填補に充てたいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額
　その他資本剰余金　109,322,661円
(2) 増加する剰余金の項目及びその額
　繰越利益剰余金　　109,322,661円

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

(1) 平成27年５月１日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号。以下、本議案において「改正会社法」という。）によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となっております。監査を担う者に取締役会における議決権を付与することにより取締役会の監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、経営の公正性及び透明性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

(2) 業務執行を行う取締役について、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、その任務を怠ったことにより当会社に生じた損害を賠償する責任を、法令が定める額を限度として、取締役会決議によって減免することができる旨の規定を新設するものであります。併せて、本定時株主総会終結前の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役であった者の責任についても同様の取扱いをするべく、附則を新設するものであります。なお、取締役の責任の減免に関する当該規定の新設については、各監査役の同意を得ております。

(3) 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第25条（社外取締役との責任限定契約）の一部を変更するものであります。なお、当該変更については、各監査役の同意を得ております。

(4) 機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第１項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第42条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するとともに、同条の一部と内容が重複する現行定款第６条（自己の株式の取得）、現行定款第45条（剰余金の配当）及び現行定款第46条（中間配当）を削除し、新たに変更案第43条（剰余金の配当の基準日）を新設するものであります。

(5) 公告方法について、電子公告により行うことを原則とすることといたしたく、現行定款第４条（公告方法）について所要の変更を行うものであります。

(6) 株主総会の招集権者及び議長を代表取締役とするため、現行定款第12条（招集および招集権者）及び現行定款第14条（議　長）の一部を変更するものであります。

(7) 上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更、字句等の修正、現行規定の内容を明確にすること、その他所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本定款変更は本定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第１章　総則	第１章　総則
第１条　（条文省略）	第１条　（現行どおり）
（目的）	（目的）
第２条　当会社は次の事業を営むことを目的とする。	第２条　当会社は次の事業を営むことを目的とする。
１　工業用ファスナー（ばね、ねじ等）の製造販売	１．工業用ファスナー（ばね、ねじ等）の製造販売
２　工業用ファスナーを締結する工具、機械および装置の製造販売	２．工業用ファスナーを締結する工具、機械および装置の製造販売
３　工業用鋲打銃および鋲の製造販売	３．工業用鋲打銃および鋲の製造販売

現行定款	変更案
4　企業経営に関する助言、指導、調査およびその受託	4．企業経営に関する助言、指導、調査およびその受託
5　企業情報システムに関する導入・運用支援および開発業務の受託	5．企業情報システムに関する導入・運用支援および開発業務の受託
6　経理、資金調達、労働条件の整備および人事制度の企画・運営等に関する業務の受託	6．経理、資金調達、労働条件の整備および人事制度の企画・運営等に関する業務の受託
7　工業所有権、ノウハウ、システム技術等の賃貸および使用許諾	7．工業所有権、ノウハウ、システム技術等の賃貸および使用許諾
8　住宅設備・機器等の施工および製造販売	8．住宅設備・機器等の施工および製造販売
9　土木工事、建築工事および内装仕上工事等の設計、施工	9．土木工事、建築工事および内装仕上工事等の設計、施工
10　建築用材料の販売	10．建築用材料の販売
11　火薬の販売および輸出入	11．火薬の販売および輸出入
12　不動産の売買、賃貸および管理	12．不動産の売買、賃貸および管理
13　前各号に付帯する一切の業務	13．前各号に付帯する一切の業務
第３条　（条文省略）	第３条　（現行どおり）
（新設）	（機関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 １．取締役会 ２．監査等委員会 ３．会計監査人
（公告方法） 第４条　当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。	（公告方法） 第５条　当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

現行定款	変更案
第２章　株式	第２章　株式
第５条　（条文省略）	第６条　（現行どおり）
（自己の株式の取得）	（削除）
第６条　当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって同条第１項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。	
	（単元株式数）
第７条　当会社の単元株式数は、100株とする。	第７条　当会社の単元株式数は、100株とする。
第８条 ～（条文省略） 第11条	第８条 ～（現行どおり） 第11条
第３章　株主総会 （招集および招集権者） 第12条　（条文省略） ②　株主総会は法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって取締役社長が招集するものとし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の取締役が招集する。	第３章　株主総会 （招集および招集権者） 第12条　（現行どおり） ②　株主総会は法令に別段の定めがある場合を除くほか、あらかじめ取締役会の決議によって定めた代表取締役が招集するものとし、当該代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の取締役が招集する。
第13条　（条文省略）	第13条　（現行どおり）

現行定款	変更案
（議　長） 第14条　株主総会の議長は取締役社長がこれにあたる。 ②　取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の取締役がこれに代わる。 第15条 ～（条文省略） 第17条 第４章　取締役および取締役会 第１節　取締役 （員　数） 第18条　当会社の取締役は、８名以内とする。 （新設） （選任方法） 第19条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。 ②～③　（条文省略） （新設）	（議　長） 第14条　株主総会の議長はあらかじめ取締役会の決議によって定めた代表取締役がこれにあたる。 ②　前項の代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の取締役がこれに代わる。 第15条 ～（現行どおり） 第17条 第４章　取締役および取締役会 第１節　取締役 （員　数） 第18条　当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、８名以内とする。 ②　当会社の監査等委員である取締役は、４名以内とする。 （選任方法） 第19条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により選任する。 ②～③　（現行どおり） ④　監査等委員である取締役の補欠者の選任にかかる決議の効力は、当該決議後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

現行定款	変更案
（任　期） 第20条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（任　期） 第20条　取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	②　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（補欠または増員） 第21条　補欠または増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。	（補欠または増員） 第21条　補欠または増員により選任された取締役（監査等委員であるものを除く。以下、本項において同じ。）の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。
（新設）	②　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（取締役会の設置） 第22条　当会社は、取締役会を置く。	（削除）
（役付取締役および代表取締役） 第23条　取締役会の決議によって、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。	（代表取締役および役付取締役） 第22条　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、代表取締役を選定する。

現行定款	変更案
② 会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議によって前項の取締役より選定する。	② 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。
（報酬等） 第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（報酬等） 第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
（社外取締役との責任限定契約） 第25条 （新設）	（取締役の責任免除） 第24条 当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令が定める額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。
当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。	② 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

現行定款	変更案
第２節　取締役会 （取締役会の招集権者および議長） 第26条　（条文省略） ②　（条文省略） （新設）	第２節　取締役会 （取締役会の招集権者および議長） 第25条　（現行どおり） ②　（現行どおり） ③　前二項の定めにかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。
（取締役会の招集通知） 第27条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②　取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。	（取締役会の招集通知） 第26条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。
（新設）	（重要な業務執行の決定の取締役への委任） 第27条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

現行定款	変更案
（決議方法等） 第28条　（条文省略） （新設） ② 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。 （新設） （新設） 第５章　監査役および監査役会 第１節　監査役 （監査役および監査役会の設置） 第29条　当会社は、監査役および監査役会を置く。	（取締役会の決議方法等） 第28条　（現行どおり） ② 前項の決議について特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。 ③ 当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 （取締役会の議事録） 第29条　取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。 （取締役会規則） 第30条　取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。 （削除） （削除） （削除）

現行定款	変更案
（員　数） 第30条　当会社の監査役は、４名以内とする。	（削除）
（選任方法） 第31条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ②　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削除）
（任　期） 第32条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（削除）
（補　欠） 第33条　補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削除）
（常勤監査役） 第34条　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	（削除）
（報酬等） 第35条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削除）

現行定款	変更案
（社外監査役との責任限定契約） 第36条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。	（削除）
第２節　監査役会 （監査役会の招集通知） 第37条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②　監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。	（削除） （削除）
（決議方法） 第38条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	（削除）
（新設） （新設）	第５章　監査等委員会 （常勤の監査等委員） 第31条　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
（新設）	（監査等委員会の招集権者および議長） 第32条　監査等委員会は、各監査等委員が招集し、あらかじめ監査等委員会で定めた監査等委員が議長となる。

現行定款	変更案
（新設）	（監査等委員会の招集通知） 第33条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②　監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。
（新設）	（監査等委員会の決議方法） 第34条　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。 ②　前項の決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。
（新設）	（監査等委員会の議事録） 第35条　監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。
（新設）	（監査等委員会規則） 第36条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

現行定款	変更案
第６章　会計監査人	第６章　会計監査人
（会計監査人の設置）	（削除）
第39条　当会社は、会計監査人を置く。	
第40条	第37条
〜（条文省略）	〜（現行どおり）
第41条	第38条
（報酬等）	（報酬等）
第42条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	第39条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
（会計監査人との責任限定契約）	（会計監査人との責任限定契約）
第43条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、会計監査人との間で同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。	第40条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、会計監査人との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。
第７章　計算	第７章　計算
第44条　（条文省略）	第41条　（現行どおり）
（剰余金の配当）	（削除）
第45条　剰余金の配当は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して行う。	

現行定款	変更案
（中間配当） 第46条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年６月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第５項に定める中間配当を行うことができる。	（削除）
（新設）	（剰余金の配当等の決定機関） 第42条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
（新設）	（剰余金の配当の基準日） 第43条　当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。 ②　当会社の中間配当の基準日は、毎年６月30日とする。 ③　前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
（剰余金の配当等の除斥期間および利息） 第47条　剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。 ②　（条文省略）	（配当金の除斥期間および利息） 第44条　配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。 ②　（現行どおり）

現行定款	変更案
（新設）	附　則
（新設）	第１条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、第53期定時株主総会終結前の行為に関する任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
（新設）	第２条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、第53期定時株主総会終結前の行為に関する任務を怠ったことによる監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第３号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）６名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行し、取締役３名全員は、会社法第332条第７項第１号の定めに従い、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員会設置会社への移行とともに、経営体制の一層の強化を図るため、取締役（監査等委員であるものを除く。以下、本議案において同じ。）６名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。なお、新任の候補者には、氏名の前に※印を付しております。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	土肥雄治（どひゆうじ） (昭和25年８月23日生)	昭和49年４月　株式会社神戸製鋼所入社 昭和54年６月　当社取締役 昭和58年６月　当社常務取締役 昭和60年６月　当社代表取締役専務 昭和62年６月　当社代表取締役社長 平成９年６月　当社代表取締役会長 平成12年６月　当社代表取締役社長 平成23年３月　当社代表取締役会長 平成25年９月　当社取締役会長 平成28年１月　当社代表取締役会長（現任） ［重要な兼職の状況］ Japan Power Fastening Hong Kong Limited　Director 蘇州強力五金有限公司　董事長 蘇州強力電鍍有限公司　董事長 蘇州強力住宅組件有限公司　董事長	1,504,000株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	※小山（こやま）　昇（のぼる） （昭和30年９月19日生）	昭和53年４月　当社入社 平成15年４月　当社執行役員住建営業部長 平成19年３月　当社取締役執行役員生産・購買本部副本部長兼技術部長 平成19年４月　当社取締役執行役員営業本部長 平成22年４月　当社取締役執行役員環境・品質保証部門統括兼品質保証部長 平成23年４月　蘇州強力五金有限公司 董事副総経理（当社ボードアドバイザー） 平成26年４月　当社常務執行役員 平成27年１月　当社常務執行役員生産本部長（現任）	13,000株
3	※伊藤（いとう）三郎（さぶろう） （昭和29年７月12日生）	昭和53年４月　日商岩井株式会社入社 平成３年11月　アメリカ合衆国駐在 Nifast Corp. Director & Vice President 平成17年４月　株式会社メタルワン 大阪線材特殊鋼部部長 平成21年４月　美達王上海有限公司（メタルワン上海）董事長総経理 平成25年４月　株式会社メタルワン鉄鋼製品販売 代表取締役社長 平成27年３月　同社退社 平成28年１月　当社営業アドバイザー（現任）	0株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	小西 良幸 (昭和32年２月17日生)	昭和55年４月　株式会社第一勧業銀行（現 株式会社みずほフィナンシャルグループ）入行 平成22年２月　当社管理本部付部長待遇 平成22年４月　当社執行役員管理本部長兼総務部長 平成23年３月　当社取締役 常務執行役員管理本部長兼総務部長（現任）	6,000株
5	※村田 定雄 (昭和29年９月28日生)	昭和50年４月　積水ハウス株式会社入社 平成19年２月　同社関東工場 鉄工部長 平成22年６月　同社関東工場 総務部長 平成26年２月　当社監査アドバイザー 平成26年３月　当社常勤監査役（現任）	1,000株
6	土肥 智雄 (昭和53年６月18日生)	平成13年４月　イリノイ・ツール・ワークス社（米国）入社 平成13年10月　当社入社 平成18年６月　当社取締役 平成19年４月　当社専務取締役　生産・営業部門統括 平成21年３月　当社代表取締役専務生産・営業部門統括 平成23年３月　当社代表取締役社長兼営業本部長 平成26年４月　当社代表取締役社長（現任）	1,510,000株

（注）１.候補者　土肥雄治氏は、当社の中国子会社であるJapan Power Fastening Hong Kong LimitedのDirector及び中国子会社３社（蘇州強力五金有限公司、蘇州強力電鍍有限公司及び蘇州強力住宅組件有限公司）各々の董事長を兼務しております。当社は当該中国子会社との間で製品購入等の取引関係があります。

２.他の候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。なお新任の候補者には、氏名の前に※印を付しております。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	※海保好秀（かいほよしひで） （昭和33年11月18日生）	昭和56年４月　株式会社池田銀行（現 株式会社池田泉州銀行）入行 平成20年７月　同行企画部部長 平成22年５月　同行リスク統括部部長 平成24年４月　当社経営企画室長 平成25年４月　当社経営企画部長 平成26年１月　当社執行役員経営企画部長兼システム部長（現任）	0株
2	※本郷（ほんごう）　修（おさむ） （昭和25年７月２日生）	昭和51年４月　弁護士登録（大阪弁護士会） 昭和51年４月　原清法律事務所入所 昭和57年４月　原・本郷合同法律事務所（現 本郷・藤原法律事務所）設立パートナー（現任） 平成16年６月　当社監査役（現任）	0株

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	※加藤弘之（かとうひろゆき） (昭和31年12月８日生)	昭和55年４月　森川会計事務所入社 平成４年10月　監査法人朝日新和会計社（現 有限責任あずさ監査法人）入社 平成８年４月　公認会計士登録 平成18年９月　加藤公認会計士事務所開設（現任） エクジット株式会社代表取締役（現任） 平成18年10月　税理士登録 平成24年８月　税理士法人エクジット代表社員（現任） 平成27年６月　株式会社ヒガシトゥエンティワン　社外取締役（現任）	0株

（注）１．候補者　加藤弘之氏が代表を務める税理士法人エクジットと当社との間で、税務会計顧問契約を締結しておりますが年間報酬は（1,500千円）と僅少であります。

２．他の候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

３．本郷修、加藤弘之の両氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。監査等委員である社外取締役候補者とした理由は以下のとおりです。

(1)本郷修氏につきましては、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と知識等に基づき、当社の社外監査役として有益な指導及び意見具申を行っていただいている実績があることから、客観的・中立的な立場から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断したものであります。また、同氏は東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしております。なお、同氏の当社の社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって11年９ヶ月となります。

(2)加藤弘之氏につきましては、公認会計士及び税理士としての豊富な経験と知識等に基づき、客観的・中立的な立場から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断したものであります。また、同氏は東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしております。

４．当社は、本郷修氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、海保好秀、本郷修及び加藤弘之の各氏の選任が承認可決された場合、当社は各氏との間で、当該契約と同等の内容の契約を新たに締結する予定であります。

第５号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬限度額決定の件

当社の取締役の報酬限度額は、平成７年６月27日開催の第32期定時株主総会において年額150,000千円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、現在の取締役の報酬限度額を廃止し、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬限度額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、現在の取締役の報酬限度額と同額の年額150,000千円以内と定めること、並びに各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬限度額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は３名ですが、第２号議案及び第３号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員であるものを除く。）は６名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬限度額決定の件

第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬限度額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、現在の監査役の報酬限度額と同額の年額50,000千円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第２号議案及び第４号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は３名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

以　上

株主総会会場ご案内図

会　　場　　大阪市北区大淀中１丁目１番30号
梅田スカイビル　タワーウエスト22階（会議室Ｅ）
Tel.06－6442－0951（当社 本社）



交　　通　　ＪＲ大阪駅より徒歩約１３分
阪急梅田駅より徒歩約１４分
阪神梅田駅より徒歩約１５分
ＪＲ環状線　福島駅より徒歩約13分